

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（1～4ページ）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

米原子力空母の佐世保寄港に反対する学生と機動隊員とが博多駅付近で衝突した事件に係る付審判請求の審理のために、福岡地裁は、テレビ放送会社に対して、当時の衝突の様子を撮影し、すでに放映済みのテレビフィルムを証拠として提出するよう命じたが、放送会社はその提出命令が報道の自由を侵害するとして争った、いわゆる「博多駅テレビフィルム提出命令事件」において、最高裁判所（最大判昭和44年11月26日）は、①報道の自由および取材の自由の憲法上の位置づけ、②提出命令の合憲性の審査方法、③本件提出命令の合憲性について、各々どのような判断を示したか説明しなさい。

第2問（刑法）

<設例>

Xは現在民間企業の役員であるが、公務員在職中にその職務に関し請託を受けて職務上不正な行為を行ったことの対価として、上記請託を行った業者Aから贈与を収受した。

問1 上記設例におけるXの罪責について、具体的事実を摘示しながら、説明しなさい。

問2 上記設例中の「Xは現在民間企業の役員であるが、公務員在職中に」の部分を「Xは国家公務員であったが、退職し一旦民間企業の役員となったが、現在地方公務員となっている者であるが、国家公務員在職中に」と変えた場合におけるXの罪責について、判例の立場からどのように結論づけられるか、具体的事実を摘示しながら、説明しなさい。

問3 問2の設例におけるXの罪責について、判例を批判する立場からどのように結論づけられるか、具体的事実を摘示しながら、説明しなさい。

問4 上記の判例の立場と判例を批判する立場について、それぞれの問題点を説明しなさい。

第3問（行政法）

〔問題〕

弁護士甲は、Xから次のような相談を受けた。Xが一般廃棄物収集運搬業の不許可処分
の取消訴訟を提起するとした場合、Xから依頼を受けた甲弁護士としては、当該処分
の違法事由としてどのような主張をすればよいか、論点を明示して検討しなさい。ただ
し、本問においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）7条5項2号の該
当性に関する違法事由について検討する必要はない。

<相談内容>

甲 「まず、これまでの経緯について簡単にお話し下さい。」

X 「はい、わかりました。私は、Y市で一般廃棄物（し尿）収集運搬業を行うつもり
で、本年5月はじめから8月の終わり頃まで、数回、Y市役所を訪ね廃棄物担当
の係の人と面談しました。その際、担当者は一般廃棄物収集運搬業の新規許可は
難しいといました。しかし、私はこれには納得できなかったので、9月5日、
Y市市長に対し一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可申請をしましたが、9月25
日、不許可の通知がありました。」

甲 「不許可の通知には何か理由が書いてありましたか。」

X 「はい、一応は…。ただ、書かれていた理由はごく簡単なものでした。具体的
には『廃掃法7条5項2号に該当しない』という記載です。もっとも、処分から数
日後、廃棄物担当者から不許可に至るかなり詳しい話を聞くことができました。」

甲 「そうですか。ところで、廃掃法7条5項2号は、『その申請の内容が一般廃棄物
処理計画に適合するものであること』となっていますが、Y市の一般廃棄物処理
計画はどういうものなのですか。」

X 「廃棄物担当者の話によると、Y市は少子化による人口の減少に伴い、し尿・汚
泥の要処理量も減少することを前提に、2010年に廃掃法6条1項にいう『一般廃
棄物の処理に関する計画』として、『し尿処理施設整備計画』を策定したとのこ
とです。市は、市内で発生するし尿については既存の許可業者で十分対応できて
いるから新規業者を増やす必要はないとの考えです。」

甲 「なるほど、一般廃棄物収集運搬業の不許可についての状況はだいたいわかりま
した。この処分については、まず手続に問題がありそうですね。これから色々必
要な資料を準備することになりますからよろしくご協力お願いします。」

<参考条文>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二～六 省略

3 市町村は、地方自治法…第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4～5 省略

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域…を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 省略

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 以下省略

